

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 岡山県行政不服等審査会条例の一部を改正する等の条例
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 岡山県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例

消防保安課
総務学事課

市町村課

人事課

〃

〃

〃

行政改革推進室

男女共同参画青少年課

医療推進課

警察本部

目次

担当課（室）

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例
- 岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例
- 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例
- 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例
- 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

環境企画課
環境管理課

スポーツ振興課

指導監査室

医療推進課

健康推進課

生活衛生課

医薬安全課

長寿社会課

指導監査室

子ども家庭課

健康推進課

生活衛生課

医薬安全課

長寿社会課

指導監査室

子ども家庭課

健康推進課

生活衛生課

生活衛生課

生活衛生課

生活衛生課

長寿社会課

<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 公布した条例の解説 <p style="text-align: center;">【解説】</p>	目次
<ul style="list-style-type: none"> 総務学事課 警察本部 住宅課 建築指導課 都市計画課 〃 港湾課 〃 道路整備課 〃 畜産課 産業振興課 	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十号中「七千円」を「一万四百円」に改め、同条第三十九号イ中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同号ロ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同条第四十号イ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同号ロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同条第五十号中「二千五百円」を「二千七百円」に改め、同条第五十七号ハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同条第五十九号中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同条第六十五号中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県行政不服等審査会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県行政不服等審査会条例の一部を改正する等の条例

(岡山県行政不服等審査会条例の一部改正)

第一条 岡山県行政不服等審査会条例(平成二十八年岡山県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十第一項に規定する審議会(岡山県本人確認情報保護審議会条例の廃止)

第二条 岡山県本人確認情報保護審議会条例(平成十四年岡山県条例第四十八号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に岡山県本人確認情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは第一条の規定による改正後の岡山県行政不服等審査会(以下「新審査会」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について岡山県本人確認情報保護審議会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・

五」を「百分の百六十二・五」に改める。

- 一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第八条第二項
- 二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）第六条第二項

（岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改める。

- 一 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）第九条第二項

二 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）第十七条第二項

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（第一号口において「改正後の給与条例」という。）第十九条第二項（同条第三項、第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八条第二項又は第三条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び岡山県職員給与条例（以下この項において「給与条例」という。）第十九条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十条の二第一項、第二項、第四項若しくは第五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第四条その他人事委員会規則で定める条例の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- イ 口及びハに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五

ロ 改正後の給与条例第十九条第二項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。） 百七・五分の十五

ハ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第一項に規定する特定任期付職員又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第四条に規定する第一号任期付研究員若しくは第二号任期付研究員 百六十七・五分の十

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 七十二・五分の十

ロ 特定幹部職員 六十二・五分の十

3 令和三年十二月に岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける者その他人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

4 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 令和四年六月に支給する期末手当に限り、第三条第三項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「同条第五項」とあるのは、「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年岡山県条例第 号）附則第二項第一号イ中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」とし、岡山県職員給与条例第十九条第五項」とする。

（人事委員会への委任）

5 附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この条例（第二条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同

条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十三条第十八号中「少年補導員」を「少年育成官」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員に分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 職員（任期の定めのない職員に限る。）が不妊症又は不育症のため治療を必要とする場合

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育休等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする

職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第二十三条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考

慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十七条を第二十九条とし、第二十六条の次に次の二条を加える。

（妊娠等についての申出があつた場合における措置等）

第二十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十八条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「三、七一三人」を「三、七一五人」に改め、同条第二号中「三一人」を「三〇人」に改め、同条第三号中「六人」を「七人」に改め、同条第五号中「三四九人」を「三五一人」に改め、同条第十号中「五、一一五人」を「五、〇四二人」に、「二、六九七人」を「二、六八八人」に、「三、三四四人」を「三、三二五人」に、「一、三五一人」を「一、三六〇人」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、令和五年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例

（岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。」を削る。

- 一 岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第二条第一号

二 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号）第二条第一項第一号

（岡山県がん対策推進条例の一部改正）

第二条 岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

（岡山県暴走族の追放の促進に関する条例の一部改正）

第三条 岡山県暴走族の追放の促進に関する条例（平成十四年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「二十歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）」を「少年

法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項に規定する者（婚姻した者を除く。）」に改め、

同条第五項中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項から十七の項までを次のように改める。

十四	削除	
十五	削除	

十六	削除	
十七	削除	

別表第一の十八の項中「倉敷市 新見市」を「倉敷市」に改め、同表の十九の項を次のように改める。

十九	削除	
----	----	--

別表第一の二十四の項中「倉敷市 新見市」を「倉敷市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の別表第一の十四の項から十九の項まで及び二十四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により新見市の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令等の規定により新見市の長に対してなされた届出その他の行為で同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令等の適用については、知事とした処分その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

岡山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

岡山県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第一号中「水際線付近」の下に「又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域」を、「砂浜」の下に「干潟」を、「自然」の下に「（以下この号において「砂浜等」という。）を、「もの」の下に「（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県条例第十二号

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和三年岡山県条例第三十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の六中「十五万八千円」を「十五万三千三百六十円」に改め、同条第一号の七中「九万五千円」を「九万七千二百円」に改め、同条第二号中「一万六千五百円」を「二万六千八百五十円」に改め、同条第四号中「三千二百二十円」を「三千二百六十円」に改め、同条第十五号中「五千六百円」を「五千六百六十円」に改め、同条第十六号イ中「四万七千八百円」を「四万八千四百八十円」に改め、同条第十七号中「五千六百円」を「五千六百八十円」に改め、同条第二十六号イただし書中「一万九千円」を「一万九千二百円」に改め、同号口ただし書中「一万円」を「一万百円」に改め、同条第二十八号中「一万六千五百円」を「一万六千八百五十円」に改め、同条第五十号イ中「二万二千円」を「二万二千四百五十円」に改め、同条第五十二号中「一万六千五百円」を「一万六千八百五十円」に改め、同条第六十五号ハ中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第六十七号及び第七十二号中「七千五百円」を「七千二百六十円」に改め、同条第七十四号中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第七十五号中「二千三百三十円」を「二千五百五十円」に改め、同条第七十六号中「二千九百三十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第七十八号中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第七十九号中「二千四百四十円」を「二千七百七十円」に改め、同条第八十号中「二千九百四十円」を「二千九百七十円」に改め、同条第八十一号中「二千四百四十円」を「二千七百七十円」に改め、同条第八十二号中「二千九百四十円」を「二千九百七十円」に改め、同条第八十四号中「二千九百四十円」を「二千九百七十円」に改め、同条第八十六号及び第八十八号中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第九十号イ中「十三万八千二百円」を「十三万八千五百五十円」に改め、同号ロ及びニ中「十一万五千二百円」を「十一万五千五百十円」に改め、同号ホ及びヘ中「四万七千二百五

岡山県条例第十四号

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「児童等(法第六条の二の児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「児童等」を「児童の」に改める。

第八十一条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号及び第六十七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十六年岡山県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第十二条の項読み替えられる字句の欄中「児童等(法第三十三条の七の児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二の一の表健康診断部門の項中「三八、五〇〇円」を「三九、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条第一項第二号を除き、」を削り、同条第五項第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

第五条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第二項とする。

第八条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「第一項又は第二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、ふぐ処理師が第四条第六項各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

第十五条第三項第一号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第十九条第一項第三号及び第四号中「二千九百二十円」を「二千九百四十円」に改める。

附則第二項の前の見出し及び同項から第四項までを削る。

附則第五項中「業」を「この条例の施行の日の前日において業」に、「旧登録者」を「この条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例第七条のふぐ調理者名簿に登録されている者」に、「経過措置期間」を「この条例の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、「第八条第一項第二号を除く。」を削り、同項を附則第二項とし、同項の前の見出しとして「（経過措置）」を付する。
附則第六項から第九項までを削り、附則第十項を附則第三項とし、附則第十一項を附則第四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の五十二の項中カからタまでを削る。

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年岡山県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第二十一条の二第二項に規定する剰余金の全部又は一部に相当する額

第三条中「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「及び」という。)」を削る。

第六条中「及び」を「並びに」に改め、「第八十一条の二第二項」の下に「及び第四項」を加える。
第七条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例(平成二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表分析機器の項中

ICP発光分析装置

一時間につき

七、七〇〇円

」を

ICP発光分析装置

一時間につき

七、七〇〇円

試作加工機器の項中

走査電子顕微鏡分析システム	一時間につき	一〇、六三〇円
炉床昇降式高温炉	八時間につき	一四、五〇〇円
炉床昇降式高温炉	八時間につき	一四、五〇〇円
小型試料切断機	一時間につき	一、七七〇円
冷間等方圧プレス	一時間につき	一、三五〇円

に改め、同表

を

に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

岡山県家畜保健衛生所条例（昭和三十九年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

岡山県真庭家畜保健衛生所	真庭市	真庭市 真庭郡
岡山県津山家畜保健衛生所	津山市	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡
岡山県津山家畜保健衛生所	津山市	津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、法令等に基づき、岡山県真庭家畜保健衛生所の長（以下「所長」という。）が行った行政処分その他の行為又は所長に対して行われた申請その他の行為のうち同日においていまだ完結していないものについては、当該行政処分その他の行為を所長が行った時又は当該申請その他の行為が所長に対して行われた時において、それぞれ岡山県津山家畜保健衛生所の長が当該行為を行い、又は岡山県津山家畜保健衛生所の長に対し当該行為が行われたものとみなす。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十三号ハ中「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第四十八号及び第四十九号中「七千五百十円」を「七千二百六十円」に改め、同条第五十号中「貸与業若しくは」を「貸与業又は」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更」を削り、同条第五十一号中「貸与業若しくは」を「貸与業又は」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更」を削り、「二千九百二十円」を「二千九百五十円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十一号

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

岡山県道路占用料等徴収条例

第一条中「基づき、」を「より」に、「占用料」を「占用料並びに法第七十三条第一項に規定する負担金等の延滞金（第七条において「延滞金」という。）」に改める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（延滞金）

第七条 延滞金の徴収については、県税外収入金に係る延滞金徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十六号）の例による。

別表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第三十二条第三項第一号に掲げる施設	自働運行動行補助	法第二十五条第二項第五号に規定する自動車運行装置による	地下に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	九円	四円	三元	二元	二元
					三二円	一三二円	九円	八円	七円

その他のもの	施設						
	他の線類	設置する 象として の	検知の対 他の	道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ 他の柱類			
					年	つき一	年
三、一〇〇円	九二〇円	一、五〇〇円	二、四〇〇円	一、〇〇〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円
一、三〇〇円	三九〇円	六五〇円	一、〇〇〇円	七三〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
九一〇円	二七〇円	四六〇円	七三〇円	七三〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
七六〇円	一三〇円	三八〇円	六一〇円	六一〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
六八〇円	二〇〇円	三四〇円	五四〇円	五四〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円

別表法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設の項中「第三十二条第一項第三号及び第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改め、同表中

その他のもの	その他のもの
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第一条及び第七条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限を経過したものについて適用する。

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正)

3 岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和三十九年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「岡山県道路占用料徴収条例」を「岡山県道路占用料等徴収条例」に改める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に改め、「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」及び「停留所」の下に「の構造」を加え、「第五章 自動車駐車場（第十九条―第二十七条）」を

「第五章 自動車駐車場の構造（第十九条―第二十七条）」
第六章 旅客特定車両停留施設の構造（第二十八条―第三十八条）」に、

「第六章」を「第七章」に、「第二十八条―第三十二条」を「第三十九条―第四十三条」に改める。
第二条第二項中「自転車歩行者道」の下に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の下に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「又は除雪」を「、除雪」に改め、「必要な幅員」の下に「又は道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成二十四年岡山県条例第八十号。以下「構造基準条例」という。）第十三条の主として歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第三条中「設ける道路」の下に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第四条第一項中「道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成二十四年岡山県条例第八十号。次項及び第七条第一項において「」及び「」という。）を削り、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、構造基準条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、構造基準条例第四十五条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第五条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第六条第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第九条第二項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

「第三章 立体横断施設」を「第三章 立体横断施設の構造」に改める。

第十二条第一号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「装置」を「設備」に改め、同条第二号中「かご」を「籠」に改め、同条第三号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第四号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第五号及び第六号中「かご」を「籠」に改め、同条第七号及び第八号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第九号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第十号中「かご」を「籠」に改め、同条第十二号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

「第四章 乗合自動車の停留所」を「第四章 乗合自動車の停留所の構造」に改める。

「第五章 自動車駐車場」を「第五章 自動車駐車場の構造」に改める。

第二十一条第二号及び第三号、第二十二条第二号並びに第二十七条第二項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第三十二条中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第四十三条とする。

第三十一条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「路面」の下に「又は床面」を加え、同条を第四十二条とする。

第三十条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第三十条を第四十一条とする。

第二十九条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「、」に改め、「自動車駐車場」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、「（視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設けられる設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口及び第三十七条に規定する構造である乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が当該者により適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、

この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第二十九条を第四十条とする。

第二十八条に次の四項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものとする。

5 共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第二十八条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を点字、音声その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第二十八条を第三十九条とする。

第六章を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第二十八条 共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・四メートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造であること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造で

あること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路が設けられている場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する構造である通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十条に規定する構造であるものに限る。）又は傾斜路（第三十一条に規定する構造であるものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。

二 段差を設ける場合は、次に定める構造であること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により、段を容易に識別することができるとのこと。

ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがないこと。

（出入口）

第二十九条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造であること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造であること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路が設けられている場合においては、この限りでない。

（エレベーター）

第三十条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行は一・三五メートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降することができる

構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上であること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、第一号ただし書に規定する基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第十二条第四号から第十二号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

第三十一条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

一 有効幅員は、一・二メートル以上であること。ただし、階段に併設する場合には、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合には、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場が設けられていること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、滑りにくい仕上げであること。

3 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

（エスカレーター）

第三十二条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられている場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置されていること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

三 階段の有効幅は、八十センチメートル以上であること。

四 階段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターにつ

いて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第三十三条 第十六条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第三十四条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げであること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 旅客特定車両の通行方向に直交する方向の勾配は、一パーセント以下であること。ただし、誘導車路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車用に供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第三十五条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第三十六条 第二十七条の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第二十七条第二項第一号イ中「第二十二条に規定する構造である通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条」とあるのは「第二十八条第一項各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第三十七条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第二十八条第一項各号に定める構造とするものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造であること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 戸を設ける場合は、次に定める構造であること。

(1) 有効幅は、八十センチメートル以上であること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造であること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路が設けられている場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合においては、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第三十八条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設けられている場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十三号

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「備考六」を「備考七」に、「備考十」を「備考十一」に、「備考八」を「備考九」に改める。

附則第四項中「一二時間を超え二四時間までの場合」六円」を

「一二時間を超え二四時間までの場合

六円一〇銭」

に、「六円に」を「六円一〇銭に」に、「六円七

〇銭」を「六円八〇銭」に、「一二時間を超え二四時間までの場合

九円」を

「一二時間を超え二四時間までの場合

九円一〇銭」に、「九円に」を「九円一〇銭に」に改める。

附則第五項中「一二時間を超え二四時間までの場合 六円」を

「一二時間を超え二四時間までの場合 六円一〇銭」に、「六円に」を「六円一〇銭に」に、「六円七

〇銭」を「六円八〇銭」に、「一二時間を超え二四時間までの場合 九円」を

「一二時間を超え二四時間までの場合 九円一〇銭」に、「九円に」を「九円一〇銭に」に、「備考十

を「備考十一」に改める。

別表の(二)の表係留施設（ビジーバース及び小型船舶係留施設を除く。）の項中

「一二時間を超え二四時間までの場合 六円」を

「一二時間を超え二四時間までの場合 六円一〇銭」に、「六円に」を「六円一〇銭に」に、「六

円七〇銭」を「六円八〇銭」に、「一二時間を超え二四時間までの場合 九円」を

「一二時間を超え二四時間までの場合 九円一〇銭」に、「九円に」を「九円一〇銭に」に改め、

同表小型船舶係留施設の項中 「護岸等係留方式 五、五五〇円」を

簡易型護岸等係留方式 四、一九〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、二、七一〇円とする。）に、

護岸等係留方式 五、五五〇円

護岸等係留方式 五五、五一〇円」を

簡易型護岸等係留方式 四一、八九〇円

（全長が六メートル未満のもので、船室等を設けないものにあつては、二七、二三〇円とする。）に、

護岸等係留方式 五五、五一〇円

護岸等係留方式 一一、二〇〇円」を

簡易型護岸等係留方式 九、七四〇円

護岸等係留方式 一一、二〇〇円」に、

護岸等係留方式 一一二、〇八〇円」を

簡易型護岸等係留方式 九七、四一〇円

護岸等係留方式

一一二、〇八〇円

に改め、同表野積場及び港湾施設用地(臨

港交通施設及び船舶役務用施設の敷地に限る。以下同じ。)の項中「四円六一銭」を「四円七〇銭」に、「三円五五銭」を「三円六二銭」に、「二円三〇銭」を「二円三四銭」に、「一六一円」を「一六四円」に、「一二〇円」を「一二三円」に、「七八円」を「七九円」に改め、同表上屋(鉄鋼上屋及びくん蒸上屋を除く。)の項中「九五〇円」を「九六〇円」に改め、同表鉄鋼上屋の項及びくん蒸上屋の項中「九一〇円」を「九二〇円」に改め、同表固定式荷役機械の項中「五、六〇〇円から一六、八二〇円」を「五、七一〇円から一七、一五〇円」に、「六六〇、〇〇〇円から八八〇、〇〇〇円」を「六七三、二〇〇円から八九七、六〇〇円」に改め、同表移動式荷役機械(コンテナ荷役機械を除く。)の項中「二七、〇二〇円」を「二七、四七〇円」に、「二、八四一、一三〇円」を「二、八八九、四二〇円」に改め、同表コンテナ荷役機械の項中「三二、四二〇円」を「三二、〇四〇円」に改め、同表木材整理場の項中「七円一一銭」を「七円二五銭」に改め、同表の備考十中「六円」を「六円一〇銭」に、「六円六〇銭」を「六円七一銭」に、「六円七〇銭」を「六円八〇銭」に、「七円三六銭」を「七円四八銭」に、「九円」を「九円一〇銭」に、「九円九〇銭」を「一〇円一銭」に改め、同十を同表の備考十一とし、五から九までを一ずつ繰り下げ、四の次に次のように加える。

五 簡易型護岸等係留方式とは、護岸等に係留させる方式の小型船舶係留施設で、県が係船浮標又は係船くいを設けないものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第七条第二項の知事の許可を受けている港湾施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

岡山県条例第二十四号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六二〇円」を「六三〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三四〇円」に改め、別表の六の表中「六二〇円」を「六三〇円」に、「八、三七〇円」を「八、五六〇円」に、「八三、八〇〇円」を「八五、七二〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八五〇円」

に、「六七、〇三〇円」を「六八、五七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域において、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件であつてその広告料を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定める基準に適合するもの

第五条第五項中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に、「規定は」を「規定は、」に改め、同条第六項中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改める。

第二十二条第一号中「又は第四条」を「、第四条又は第五条第三項第三号」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号の二イ中「五万三十円」を「五万六千六十円」に改め、同号口中「八万五千七十円」を「八万六千五百十円」に改め、同項第九号の四中「二万七千四百六十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第十号及び第十一号中「三万三千七百十円」を「三万四千四十円」に改め、同項第十二号中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号中「十六万八千三百十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第十七号の二中「三万三千七百二十円」を「三万四千四十円」に改め、同項第十八号中「三万三千七百十円」を「三万四千四十円」に改め、同項第十九号中「十六万八千三百十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第二十号中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第二十一号及び第二十二号中「十六万八千三百十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第二十三号中「二

万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第二十三号の四中「十六万八千八百六十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第二十四号から第二十六号までの規定中「十六万八千三百十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第二十六号の二から第二十六号の四までの規定中「十六万八千八百六十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第二十六号の五から第二十九号までの規定中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第三十号中「十六万八千五百八十円」に改め、同項第三十一号中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第三十一号の二中「二万七千四百五十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第三十号の二中「二万七千四百五十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第三十一号中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第三十三号から第三十五号までの規定中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第三十六号中「十六万八千三百十円」を「十六万七千五百八十円」に改め、同項第四十二号から第四十二号の五までの規定中「二万七千四百三十円」を「二万七千八百二十円」に改め、同項第四十二号の七中「十四万七千四百五十円」を「十四万七千八百三十円」に改め、同項第四十三号イ中「一万二千五百十円」を「一万二千八百十円」に、「六千二百十円」を「六千八十円」に改め、同号口中「七千二十円」を「七千九十円」に、「三千十円」を「三千四十円」に改め、同項第四十四号中「一万八千三百十円」を「一万八千二百五十円」に、「一万三千十円」を「一万千六百十円」に改め、同項第四十五号イ中「一万三千三十円」を「一万千五百十円」に改め、同号口中「六千二十円」を「六千八十円」に改め、同項第四十六号中「一万三千五十円」を「一万三千二百円」に改め、同項第五十七号中「七千円」を「八千二百円」に改め、同項第六十四号中「三万三千三百八十円」を「三万二千十円」に改め、同項第六十六号中「二万四千三百六十円」を「二万四千八百五十円」に改め、同項第九十号イ中「二万五千五十円」を「二万五千三百六十円」に改め、同号口中「二万九千五十円」を「二万九千四百円」に改め、同号ハ中「三万三千五十円」を「三万三千四百五十円」に改め、同号ニ中「三万七千五百円」を「三万七千五百円」に改め、同号ホ中「四万五千五十円」を「四万五千五百十円」に改め、同号ヘ中「四万九千五十円」を「四万九千六百五十円」に改め、同号ト中「六万五千十円」を「六万八千円」に改め、同号チ中「七万三千五十円」を「七万三千九百五十円」に改め、同項第九十号の二中「十六万八千九百十円」を「十六万七千五百八十円」に改める。

別表第一中「六千三十円」を「六千九十円」に、「九千二十円」を「九千百二十円」に、「一万二千五十円」を「一万二千百八十円」に、「一万四千五十円」を「一万四千二百十円」に、「二万七十円」を「二万三百円」に、「二万二千八十円」を「二万二千三百三十円」に、「二万八千百円」を「二万八千四百三十円」に、「三万四千百円」を「三万四千五百円」に、「五万千八百十円」を「五万七千七百七十円」に、「七万三千二百七十円」を「七万四千二百十円」に、「十九万四千七百八十円」を「十九万七千四百十円」に、「三十三万八千二百八十円」を「三十四万二千二百五十円」に、「五十五万四千四百六十円」を「五十六万八千四百十円」に改める。

別表第三中「十一万九千百円」を「十二万二千二十円」に、「十五万九千三十円」を「十六万四千四百

四十円」に、「十四万千八百十円」を「十四万三千四百円」に、「二十一万九千二百七十円」を「二十二万二千四百八十円」に、「十八万七千三百七十円」を「十九万二百円」に、「三十万六百元」を「三十万四千九百元」に、「二十三万二千五百五十円」を「二十三万五千九百九十円」に、「三十九万九百六十円」を「三十九万六千四百六十円」に、「四十万六千二百五十円」を「四十一万二千円」に、「七十一万四千二百八十円」を「七十二万四千百元」に改める。

別表第四中「一万千三十円」を「一万千六百十円」に、「一万五千三十円」を「一万五千二百十円」に、「二万二千七十円」を「二万二千三百二十円」に、「三万三千百二十円」を「三万三千五百円」に、「五万四千二百円」を「五万四千八百三十円」に、「七万四千三百六十円」を「七万五千二百円」に、「十五万五千六百三十円」を「十五万七千四百四十円」に、「二十六万五千九百三十円」を「二十六万九千七十円」に、「四十五万三千九百五十円」を「四十五万九千二百円」に改める。

別表第五中「一万千三十円」を「一万千六百十円」に、「一万五千三十円」を「一万五千二百十円」に、「二万千七十円」を「二万二千三百十円」に、「三万二千百二十円」を「三万二千四百九十円」に、「五万千八百十円」を「五万七千七百七十円」に、「七万三千五百十円」を「七万四千四十円」に、「十四万九千六百二十円」を「十五万三千三百五十円」に、「二十五万八千九百三十円」を「二十六万九千九百八十円」に、「四十四万八千九百五十円」を「四十五万四千三百三十円」に改める。

別表第六中「一万千三十円」を「一万千六百十円」に、「一万四千三十円」を「一万四千九百九十円」に、「二万千六十円」を「二万二千三百十円」に、「三万千百十円」を「三万四千七百七十円」に、「四万九千八百八十円」を「四万九千七百五十円」に、「六万六千三百五十円」を「六万七千九十円」に、「十三万四千六百十円」を「十三万六千五百五十円」に、「二十三万九百十円」を「二十三万三千六百円」に、「三十九万七千九百円」を「四十万二千四百三十円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二十八号中「千八百円」を「千六百元」に改め、同項第三十五号の二中「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項中第三十五号の四及び第三十六号の二を削り、第三十六号の三を第三十六号の二とする。

第四条第二項中「又は第十号」を「、第十号又は第十四号」に改める。

別表第二の二の項中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の第二項」を加え、同表の四の二の項中「七百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

別表第二の十二の項中

<p>四の三 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査を受けようとする者</p>		<p>三千五百五十円</p>
--	--	----------------

<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>五千百円</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千百円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定による。）</p>	<p>五千八百円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定による。）</p>	<p>二千二百五十円</p>

を

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

<p>り認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p> <p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>二千二百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四千四百五十円）</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> <p>普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p> <p>普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のものでのみを受けてい</p>	<p>二千三百五十円</p> <p>六千四百五十円</p> <p>二千九百円</p>

に、

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

る者に対する講習

道路交通法第百八条の二第一項第十
四号に掲げる講習 講習一時間につき二千円

を

道路交通法第百八条の二第一項第十 四号に掲げる講習	講習一時間につき二千二百五十 円
道路交通法第百八条の二第一項第十 五号に掲げる講習	講習一時間につき二千円

に改め、同表の十三の

項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改め、同表の備考二中「又は」を「」に、「の
規定」を「又は第百八条の三の三の規定」に改める。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の改正規定は、
同年四月一日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、行政書士法に基づく行政書士試験の実施等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改めるものである。

◎ 岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例について
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県行政不服等審査会条例の一部を改正する等の条例について
簡素で効率的な行政システムを構築するため、岡山県行政不服等審査会及び岡山県本人確認情報保護審議会を統合する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について
令和三年十月六日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、期末手当の支給割合を改定したものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
県税の徴収業務の見直しに伴い、県税事務従事職員の特殊勤務手当の支給の対象から、総務部税務課に勤務する職員で県税に係る特別の徴収業務に専ら従事するものを除く等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
職員が仕事と不妊症等の治療を両立することができる職場環境の整備を図るため、職員が不妊症又は不育症のため治療を必要とする場合に休職にすることができることとするものである。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得の要件を緩和することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

- ◎ 岡山県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例について
民法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
大気汚染防止法等に基づく事務の高度化及び専門化に対処するため、知事の権限に属する事務のうち新見市が処理することとしている事務から、同法に基づくばい煙発生施設の設置の届出の受理等に関する事務を除くこととする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例について
瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に伴い、自然海浜保全地区として条例で指定することができる区域の対象に、水際線付近の水深がおおむね二十メートルを超えない海域等を加える等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について
国が県に交付したホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金による事業の終了に伴い、岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止したものである。
- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、懲戒に係る権限の濫用禁止の基準を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例について
岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、人間ドックの利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例について
ふぐ処理師試験の受験資格要件等に関する国の方針の見直しの動向等を勘案し、受験資格要件から実務経験期間等に関する要件を除くこととする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例について
国民健康保険法等の改正に鑑み、国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合には、岡山県国民健康保険財政安定化基金を取り崩すことができることとする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について
岡山県岡山セラミックスセンターの分析機器及び試作加工機器の設置に鑑み、その利用料金の基準額を定めるものである。
- ◎ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例について
地域における家畜衛生の向上に関する事務を合理的に行うため、岡山県真庭家畜保健衛生所を岡山県津山家畜保健衛生所へ統合することに伴い、岡山県真庭家畜保健衛生所を廃止するものである。
- ◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売業者の身分証明書の再交付に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
道路法施行令の一部改正により、占用物件に自動運行補助施設等が追加されたことに伴い、その占用料の額を定めるとともに、負担金等を納期限後に納付する者から延滞金を徴収することとする等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例について
移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について
簡易型護岸等係留方式による小型船舶係留施設の供用開始に伴い、使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例について
岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、利用料金の基準額を適正な額に改める

ものである。

◎ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例について

禁止地域における広告物の表示等に係る規制を緩和するため、知事が指定する区域において、公益上必要な施設等に表示する広告物等であつて、一定の基準に適合するものについて、岡山県屋外広告物条例のうち一定の規定を適用しないこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

道路交通法の一部改正により運転技能検査の制度が導入されることに伴い、当該検査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。